

岐阜県全国がん登録情報の提供に関する窓口設置規程

(目的)

第1条 この規定は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号、以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づき、国立大学法人岐阜大学に委任された岐阜県知事の権限及び事務に関し、法第18条、法第19条、法第20条及び第21条第8項ないし第9項までの規定による全国がん登録情報及び匿名化が行われた全国がん登録情報の提供に係る事務を行う上で、運用体制の明確化及び対応の統一化を図るため、提供の申請をとりまとめ、岐阜県知事又は国立大学法人岐阜大学が行った提供の決定に基づき、情報の提供を行う、情報の提供依頼申出者に対する一元的な調整機能の役割を果たすことを目的とする窓口組織の設置等に関する事項を定めるものである。

(設置)

第2条 国立大学法人岐阜大学医学部附属病院全国がん登録室に、「全国がん登録情報等提供窓口」を設置する。

(事務)

第3条 「全国がん登録情報等提供窓口」の事務は、別に定める「岐阜県がん登録事業情報提供事務処理要領」に基づき、行うものとする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施において必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日) この規程は、平成31年4月1日から施行する。